

# コロナ禍における事業者支援

一時金

## 国 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金

中小法人上限 **60万円** 個人上限 **30万円**

給付額  
計算方法

前年または前々年の対象期間の合計売上 - 2021年の対象月の売上 × 3カ月

対象要件

- 緊急事態宣言発令地域の飲食店と直接・間接の取引があること
- 緊急事態宣言発令地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたことにより本年1~3月のいずれかの月の売上高が対前年比(または対前々年比)▲50%以上減収していること

必要書類  
(一部)

- 確定申告書：2019年及び2020年のもの
- 売上台帳：2021年の1~3月いずれかのもの
- 本人確認書類(個人事業者等の場合)：運転免許証、マイナンバーカード、写真付きの住民基本台帳カード等
- 通帳：銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できるもの (ほか)

3月8日より  
Webにて  
受付開始予定

※申請には  
登録機関による  
事前確認が必要です



協力金

## 都 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 (中小企業向け)

(A) 1/8~2/7 協力事業者 1店舗あたり **186万円**

(B) 1/12~2/7 協力事業者 1店舗あたり **162万円**

(C) 1/22~2/7 協力事業者 1店舗あたり **102万円**

対象要件

- 時短要請を受けた都内全域の中小企業、または個人事業主が運営する飲食店等
- 夜間の営業を夜8時までに短縮するとともに、酒類の提供は午前11時から夜7時までとすること
- 対象期間において、営業時間の短縮に全面的に協力すること
- ガイドラインを順守し「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示すること

申請受付  
3/25  
まで



協力金

## 都 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 (大企業向け)

1/22~2/7 協力事業者 1店舗あたり **102万円**

対象要件

- 時短要請を受けた都内全域の大企業(みなし大企業含む)が運営する飲食店等
- 夜間の営業を夜8時までに短縮するとともに、酒類の提供は午前11時から夜7時までとすること
- 対象期間において、営業時間の短縮に全面的に協力すること
- ガイドラインを順守し「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示すること
- 都内にあるすべての直営店舗、傘下のフランチャイズ店に対して上記の協力依頼を行うこと

申請受付  
3/25  
まで



協力金

## 都 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 (すべての事業者)

2/8~3/7 協力事業者 1店舗あたり **168万円**

対象要件

- 時短要請を受けた都内全域の飲食店等
- 夜間の営業を夜8時までに短縮するとともに、酒類の提供は午前11時から夜7時までとすること
- 対象期間において、営業時間の短縮に全面的に協力すること
- ガイドラインを順守し「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示すること
- 大企業については都内すべての直営店舗、傘下のフランチャイズ店に対して上記の協力依頼を行うこと

申請受付期間などは  
決定次第  
東京都が  
公表の予定